

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第五十三号

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第一条 徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第五項ただし書中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百三十二・五」に改める。

附則に次の見出し及び二項を加える。

（令和五年改正条例の規定の準用）

4 第三条第一項の規定による給料表については、徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例（令和五年徳島県条例第五十二号。以下この項及び次項において「令和五年改正条例」という。）附則第二項の規定（令和五年改正条例第一条の規定（給与条例第十一条第二項第一号及び第三号、第十五条第二項及び第三項並びに第十五条の二の三第二項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例（次項において「新給与条例」という。）の規定に係る部分に限る。）を準用する。

5 第三条第一項の規定による新給与条例第四条第一項に規定する給料表を適用する場合には、令和五年改正条例附則第四項の規定を準用する。

第二条 徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「、期末手当」の下に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第十条第一項中「（任期の定めが六月以上の者に限る。）」を削り、「以下」を「以下この条においてこれらの日を」に、「職員に」を「フルタイム会計年度任用学校職員（任期の定めが六月以上の者に限る。）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 基準日にそれぞれ在職する任期の定めが六月に満たないフルタイム会計年度任用学校職員であつて、基準日の属する会計年度内及び当該会計年度の前年度内における会計年度任用学校職員としての任期（委員会が定めるものに限る。）の合計が六月以上であるものは、任期の定めが六月以上のフルタイム会

計年度任用学校職員とみなして、前項の規定を適用する。

第十条第三項を削り、同条第四項中「の基準日」を「その基準日」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第六項中「人事委員会規則で」とあるのは、「委員会が」とする。

第十条中第五項を第四項とし、同条の次に次の一条を加える。

(フルタイム会計年度任用学校職員の勤勉手当)

第十条の二 フルタイム会計年度任用学校職員の勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用学校職員(任期の定めが六月以上の者に限る。)に対して、委員会が定める日に支給する。

2 基準日にそれぞれ在職する任期の定めが六月に満たないフルタイム会計年度任用学校職員であつて、基準日の属する会計年度内及び当該会計年度の前年度内における会計年度任用学校職員としての任期(委員会が定めるものに限る。)の合計が六月以上であるものは、任期の定めが六月以上のフルタイム会計年度任用学校職員とみなして、前項の規定を適用する。

3 前二項に定めるもののほか、フルタイム会計年度任用学校職員の勤勉手当の支給については、給与条例第十五条の二の三第一項後段に係る部分を除き、常勤職員の例による。この場合において、同条第二項第一号中「勤勉手当基礎額に当該学校職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した学校職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは、「勤勉手当基礎額」とする。

第十九条中「任期の定めが六月以上の」を削り、「同条第四項」を「同条第二項中「前項」とあるのは「第十九条において準用する前項」と、同条第三項に、「「報酬」を「報酬」に改め、「換算した額」の下に「」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第十九条において準用する前三項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(パートタイム会計年度任用学校職員の勤勉手当)

第十九条の二 第十条の二の規定は、パートタイム会計年度任用学校職員(委員会が定める者を除く。)の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十九条の二第一項において準用する前項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十九条の二第一項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第十条の二第三項の規定によりその例によることとされる給与条例第十五条の二の三第三項の規定の適用については、同項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の額を委員会が定める方法により一月当たりの報酬の額に換算した額」とする。

第二十四条第一項後段を次のように改める。

この場合において、同条第六項中「人事委員会が委員会と協議して、人事委員会規則で」とあるのは、「委員会が」とする。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定（徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例第十条第五項ただし書の改正規定に限る。）による改正後の同条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和五年十二月一日から適用する。
- 3 新条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。